

知立駅周辺エリアプラットフォーム構築・運営支援委託業務仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。

そのため、その他必要と認められる事項については、創意工夫し提案すること。

1. 業務名

知立駅周辺エリアプラットフォーム構築・運営支援委託業務

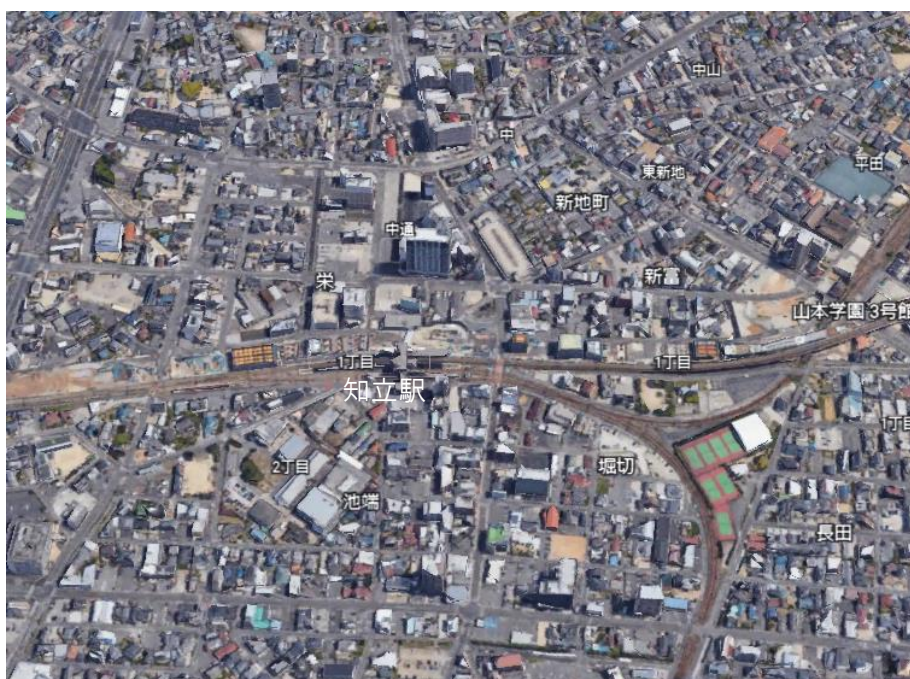
2. 目的

「100年に一度のまちづくり」として知立駅周辺では、知立駅付近連続立体交差事業や知立駅周辺土地区画整理業、市街地再開発事業が進められています。ハード面の整備に合わせ、知立駅周辺エリアの賑わいの創出や魅力向上を図るため、産・学・官・金や関係する者が意見を出し合い連携する協議体が必要となっている。

知立駅周辺の将来像を明確化した未来ビジョンの策定やその実現のため、官民連携の自立・自走型システムの構築を目指すため、本業務はこれらの取り組みを持続的に進めていくための初動段階として、官民の様々な人材が集積する知立駅周辺エリアプラットフォームを構築し、運営していくものである。

委託業者の選定に当たり、標記業務をより効果的、効率的に遂行するために豊富な経験と高度な専門知識や調整能力を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

※知立駅周辺エリア・・・知立駅を核とした中心市街地一帯



3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和5年3月 22 日までとする。

4. 委託限度額

7,502 千円(消費税および地方消費税を含む。)

5. 業務の内容

(1) 地区の現況分析

現況分析は、上位計画や駅勢圏人口、利用実態、エリアプラットフォームの事例調査等を行い、エリアプラットフォームの構築・運営に向けた資料の収集、整理を行う。また、収集、整理したデータから、現在及び将来の地区の状況について分析を行い、課題を抽出する。

(2) エリアプラットフォーム形成支援

官民連携による自立・自走型システムの構築を目的とした官民連携によるエリアプラットフォームの構築・運営のため、以下の業務を行う。

① エリアプラットフォーム検討会議の開催支援(3回程度)

市が選定した地域の官民様々な人材により構成される「知立駅周辺エリアプラットフォーム」を設立し、その主要メンバーが集まり議論を行う検討会議を実施するにあたり、その開催支援を行う。主な支援内容は議題の設定、説明・配布資料の作成、当日の進行および議事録の作成等を想定する。エリアプラットフォームの組成や運営に必要となる費用、学識経験者(大学教授)への謝礼等についても本業務で負担するものとする。

② エリアプラットフォーム勉強会の開催(2回程度)

地域の関係団体等がこれから展開するまちづくりについて勉強を行うためのエリアプラットフォーム勉強会の開催を支援する。勉強会の内容は、先進事例に関わる関係者や専門的な知見を有する有識者等による講演・話題提供を中心とし、その企画や当日の進行や会場運営、議事録の作成等を実施する。

③ ワークショップの開催支援(5回程度)

検討会議からの依頼に基づく調査や研究、議題への提案などを行うワークショップの開催を支援する。市が選定したメンバーの中から検討内容に応じてメンバーの構成、調査や研究結果のとりまとめなどワークショップ全体の運営を行い、検討会議への報告書や提案書を作成する。

(3) 事業フレームおよびロードマップの作成

(1),(2)の内容を踏まえ、現時点で想定される事業全体の枠組み(目的や課題設定、事業範囲

など)とその推進に向けたロードマップ案を作成する。

(4)官民連携まちなか再生推進事業補助金の申請に係る支援

令和5年度及び6年度に予定している未来ビジョンの策定に向けて、補助金申請に関する情報の収集及び資料の作成など補助金申請に係る事務の支援を行う。

(5)報告書作成

(1)～(5)の検討内容を報告書にとりまとめる。

6.再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

7. 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。

(1)報告書:1部

(2)上記成果品電子データ:一式

8. 提出・問合せ先

知立市市民部 経済課 商工観光係

住 所：〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

T E L：0566-95-0125（直通）

F A X：0566-83-1141 E-Mail：keizai@city.chiryu.lg.jp

9. その他

(1)業務過程においては、発注者及び受注者は相互に協議し進捗状況を共有するものとする。

(2)本業務により作成された成果品及び作業工程において作成された資料等に関する所有権、著作権、その他の権利は市に属するものとする。

(3)本業務により知り得た情報は機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。業務終了後もまた同様とする。

(4)本業務により収集した個人情報の取り扱いについては、知立市個人情報保護条例を遵守し業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。業務終了後もまた同様とする。

(5)成果物納入後に発注した受注者側の責めによる不備が発見された場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

(6)受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないこと については、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。